

情報取扱責任者各位

株式会社 名古屋証券取引所  
自主規制グループ長 鈴木 武久

金融庁・証券取引等監視委員会等によるインサイダー取引規制に係るQ & Aの公表について

平素は、当取引所の市場運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

上場会社におかれましては、最近の証券市況を踏まえ、法人による自社株式取得の実施や役職員による自社株売買のニーズ等に関し、各種検討がなされていることと存じます。

ご承知のとおり、インサイダー取引規制は、上場会社役職員等の会社関係者が業務上知り得た未公表の重要情報を知りながら株券等の売買等を行うことを禁止するものであり、こうした重要事実を知らずに行う会社関係者による自社株売買等は、正当な経済行為として何等禁止されるものではありません。

これにつきまして、金融庁・証券取引等監視委員会等から、上場会社の自社株式取得及び役職員の自社株売買等の留意点を解説したQ & Aが公表されましたので、ご参考までにご案内申し上げます。

上場会社におかれましては、法人による自社株式取得や役職員の自社株売買に際して、こうした規制の趣旨を十分にご理解いただき、適法な株式売買を過度に制限する又は萎縮させることのない適切な社内管理体制の整備に努めていただきますよう、お願い申し上げます。

【金融庁・証券取引等監視委員会公表資料】

- ・ 11月18日付「自社株式取得に係るインサイダー取引規制に関するQ & Aについて」  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081118-6.html>
- ・ 11月25日付「インサイダー取引規制に関するQ & Aの追加について」  
<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081125-1.html>

(参考)

【日本証券業協会公表資料】

- ・ 11月25日付「内部者登録制度に関するQ & Aの公表について」  
<http://www.jsda.or.jp/html/oshirase/081125.html>

以上